

令和2年度 奈良市立済美小学校 いじめ対応マニュアル

いじめ対策校内委員会

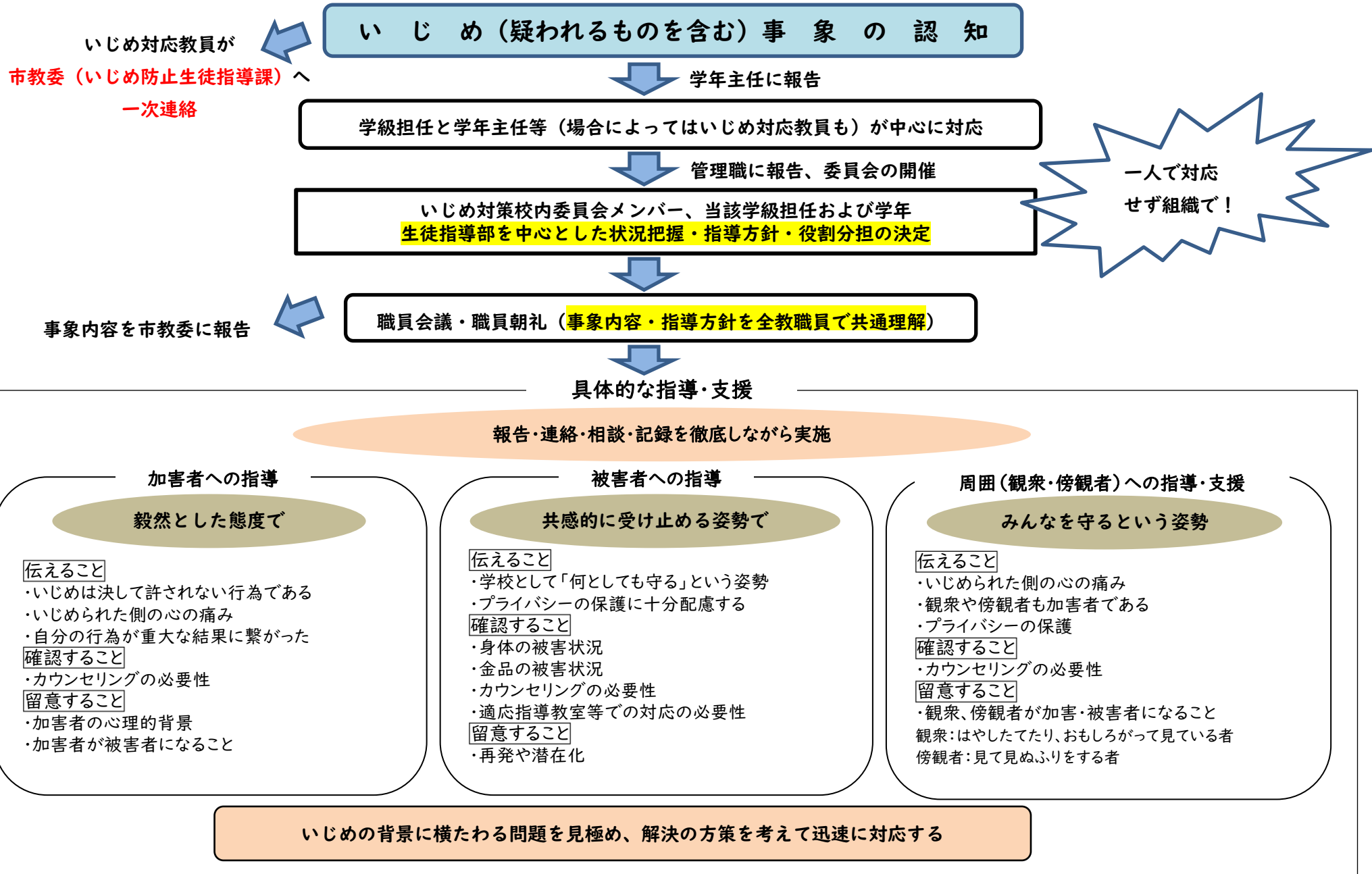
校長、教頭、生徒指導主任、いじめ対応教員、教務主任、養護、当該児童の学級担任、SC、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、その他 校長が必要と認める者

※いじめ対策校内委員会を開催する条件

校長・教頭のうち管理職のどちらか1名、生徒指導主任・いじめ対応教員のうちどちらか1名、当該児童の学級担任を含む計5名が参加していること。

いじめ対応マニュアル

学校内で解決を目指す事象①



加害者への指導

毅然とした態度で

伝えること

- ・いじめは決して許されない行為である
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果に繋がった

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること

被害者への指導

共感的に受け止める姿勢で

伝えること

- ・学校として「何としても守る」という姿勢
- ・プライバシーの保護に十分配慮する

確認すること

- ・身体の被害状況
- ・金品の被害状況
- ・カウンセリングの必要性
- ・適応指導教室等での対応の必要性

留意すること

- ・再発や潜在化

周囲(観衆・傍観者)への指導・支援

みんなを守るという姿勢

伝えること

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者である
- ・プライバシーの保護

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆、傍観者が加害・被害者になること
- 観衆:はやしたてたり、おもしろがって見ている者
- 傍観者:見て見ぬふりをする者

学校内で解決を目指す事象②

対応が複雑または困難であると考えられるいじめ事象認知

いじめ対応教員が
市教委（いじめ防止生徒指導課）へ
一次連絡

学年主任・いじめ対応教員に報告

学級担任と、学年主任やいじめ対応教員等（場合によっては管理職も）が中心に対応

管理職に報告、委員会の招集

認知から 24 時間以内に

いじめ対策校内委員会メンバー、当該学級担任および学年
生徒指導部を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

職員会議の招集

事象内容を市教委に報告

職員会議（事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解）

必要に応じて関係機関へ相談

具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

加害者への指導

毅然とした態度で

伝えること

- ・いじめは決して許されない行為である
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果に繋がった

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること

被害者への指導

共感的に受け止める姿勢で

伝えること

- ・学校として「何としても守る」という姿勢
- ・プライバシーの保護に十分配慮する

確認すること

- ・身体の被害状況
- ・金品の被害状況
- ・カウンセリングの必要性
- ・適応指導教室等での対応の必要性

留意すること

- ・再発や潜在化

周囲（観衆・傍観者）への指導・支援

みんなを守るという姿勢

伝えること

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者である
- ・プライバシーの保護

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆、傍観者が加害・被害者になること
- 観衆：はやしたてたり、おもしろがって見ている者
- 傍観者：見て見ぬふりをする者

いじめの背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する

学校内だけでは解決が困難な事象③

深刻ないじめ事象認知

認知から24時間以内に

管理職・いじめ対応教員に報告
委員会の招集

市教委に報告

いじめ対策校内委員会メンバー、当該学級担任および学年
(場合によっては指導主事等、外部の関係機関より)
管理職を中心に状況把握・指導方針・役割分担の決定

・指導主事やスクールカウンセラー等の派遣要請
・懲戒や出席停止制度の適用

警察・PTA・学校評議員・地域の方々と連携、協力要請

緊急職員会議の招集

緊急職員会議(事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解)
全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

加害者への指導

毅然とした態度で

伝えること

- ・いじめは決して許されない行為である
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果に繋がった

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること

被害者への指導

共感的に受け止める姿勢で

伝えること

- ・学校として「何としても守る」という姿勢
- ・プライバシーの保護に十分配慮する

確認すること

- ・身体の被害状況
- ・金品の被害状況
- ・カウンセリングの必要性
- ・適応指導教室等での対応の必要性

留意すること

- ・再発や潜在化

周囲(観衆・傍観者)への指導・支援

みんなを守るという姿勢

伝えること

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者である
- ・プライバシーの保護

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆、傍観者が加害・被害者になること
- 観衆:はやしたたり、おもしろがって見ている者
- 傍観者:見て見ぬふりをする者

いじめの背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する